

放課後等デイサービス 感染症対策 業務継続計画 (BCP)

| | |
|---------|----------------------------------|
| 事業所名 | りっひ松が谷 |
| | ◇りっひ松が谷 |
| 所在地 | 〒192-0354 東京都八王子市松が谷 11-5-103 |
| 策定年月日 | 令和 8 年 2 月 1 日 |
| 最終改訂年月日 | 令和 8 年 2 月 1 日 |
| 適用範囲 | 本事業所のすべての利用者および職員 |

1. 基本方針と目的

| | |
|----------|---|
| 目的 | 感染症の発生・蔓延時にも、利用児童の 安全確保を最優先 とし、かつ、地域の生活を支える 最低限のサービス を継続的に提供する。 |
| 対象とする感染症 | 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス等、集団感染リスクの高い感染症全般。 |
| 基本方針 | 1. 利用児童の安全確保 （感染拡大防止と重症化リスクへの配慮） 2. サービスの継続 （最低限必要な機能の維持） 3. 職員の安全確保 （職員の生活・生命の維持） |

2. 平常時の対応（備え）

2-1. 組織体制

| 役割 | 氏名/職種 | 連絡先 | 責務の概要 |
|---------|-------|---------------|----------------------------|
| BCP 責任者 | 代表社員 | 070-3189-8340 | BCP の発動・解除の判断、対外的な報告、指揮命令。 |
| 実務担当者 | 管理者 | 各事業所 | 備蓄品の管理、衛生管理指導、研修・訓練の企画。 |

2-2. 職員の健康管理と出勤基準（平常時）

| 項目 | 基準 |
|-----------|---|
| 毎日の健康チェック | 出勤前に検温し、発熱や体調不良がないか確認する。 |
| 出勤前の体調不良 | 症状がある場合は、出勤を控え、BCP 責任者に連絡し、医療機関を受診する。 |
| 日常的な衛生管理 | 標準予防策に基づき、手洗い・手指消毒、咳エチケット、**マスク着用（場面に応じて）**を徹底する。 |

2-3. 研修・訓練計画

| 実施内容 | 参加者 | 実施時期 | 目的 |
|----------|-----------|-------|------------------------------|
| 嘔吐物処理の実技 | 全職員 | 年 1 回 | 緊急時の対応手順の習熟と感染拡大防止。 |
| 机上訓練 | 管理者・リーダー職 | 年 1 回 | 職員が不足した場合の優先業務の割り振りシミュレーション。 |

2-4. 備蓄品の確保・管理

| 品目 | 備蓄基準 | 管理場所 | 定期点検日 |
|-------------|------------------|---------|-------|
| サージカルマスク | 2ヶ月分（職員1日2枚換算） | 事務所内備蓄庫 | 毎月1日 |
| 防護服/ガウン | 職員全員が5回使用できる枚数 | 事務所内備蓄庫 | 毎月1日 |
| 次亜塩素酸ナトリウム液 | 嘔吐物処理用として500ml3本 | 清掃用具棚 | 毎月1日 |

3. 緊急時の業務継続体制（感染発生時の対応）

3-1. 職員の出勤停止基準と復帰基準（発動時）

| 状況 | 出勤停止基準 | 復帰基準 |
|-------------------|--|--|
| ① 37.5℃以上の発熱・症状あり | 停止：37.5℃以上の発熱、咳、強い倦怠感、味覚・嗅覚障害などの感染症が疑われる症状がある場合。 | 復帰：症状が軽快し、解熱後24時間以上が経過し、かつ、医療機関の受診結果に基づき管理者が安全と判断した場合。 |
| ② 確定診断者（陽性者） | 停止：医療機関や保健所から**陽性（確定診断）の通知を受けた場合。 | 復帰：国が示す療養解除基準（例：発症日を0日として5日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過）を遵守し、管理者が復帰を許可した場合。 |
| ③ 濃厚接触者 | 停止：保健所の指示または事業所の判断**により濃厚接触者と特定された場合。 | 復帰：保健所等の指示に基づく待機期間が終了し、かつ、その期間中に無症状であったことを確認できた場合。待機期間中も毎日の健康チェックを義務化する。 |

3-2. 優先業務の決定（リソース不足時の対応）

| 業務レベル | 業務内容 | 継続の判断基準 | 担当者の代替案 |
|-----------------|------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| レベル1 （最優先） | 医療的ケア、バイタルサインチェック、食事/排泄介助、保護者への連絡。 | 職員が50%以下の出勤でも絶対継続。 | 管理者、看護師を最優先で配置し、その他の業務は全面的に切り捨てる。 |
| レベル2 （重要） | 個別支援計画に基づく機能訓練、送迎サービス。 | 職員が60%以上の出勤の場合、可能な範囲で実施。 | 送迎サービスは休止し、保護者による送迎への協力を依頼する。 |
| レベル3 （縮小・中断） | 大人数での集団活動、外部講師によるイベント。 | 職員不足時は全面的に中断し、個別・小人数での活動に切り替える。 | |

3-3. 初動対応とサービス縮小・休止基準

| | | |
|--------|----------------|---|
| 状況 | BCP 発動/対応レベル | 初動対応 |
| | | 1. BCP 責任者へ直ちに報告。 |
| 感染者発生 | レベル 2 (サービス縮小) | 2. 保健所・自治体 へ報告し、指示を仰ぐ。 3. 感染者/接触者の接触範囲を特定し、 消毒 と 隔離 を行う。 4. 保護者へ事実を速やかに情報提供する。 |
| 職員体制崩壊 | レベル 3 (サービス休止) | 職員の感染・濃厚接触により、 出勤可能な職員が配置基準の 50% を下回る場合 、緊急一時休止を検討する。 |

3-4. 外部との連携・情報伝達

| | | |
|-----|-------------------|---------------------------------|
| 連携先 | 連絡手段 | 情報提供内容 |
| 保健所 | 電話 (042-645-5111) | 感染者の発生状況、濃厚接触者の特定状況、事業所の対応方針。 |
| 保護者 | 一斉メール、電話 | サービス提供状況の変更、利用再開の目途、利用者への影響の有無。 |

4. 復旧・再開

1. **収束の判断**: BCP 責任者が、保健所の指示や助言に基づき、感染拡大リスクが十分に低下したと判断した場合。
2. **再開の周知**: 保護者、職員に対し、再開日時、再開後のサービス形態（当面は短時間利用とするなど）を明確に伝達する。
3. **事後検証**: 再開後、速やかに今回の対応（特に職員の欠勤対応とリソース配分）について**検証会議**を実施し、BCP とマニュアルの**改訂ポイント**を洗い出す。